

電話勧誘に関するトラブル



Q 業者から「マンションに投資しませんか」「賃貸に出せば利益が出る」「税金対策になる」などと、職場に投資用分譲マンションの購入を勧める電話がかかってきます。購入するつもりがないと言って電話を切ろうとしても、一方的に話を続けてしつこく勧誘してきます。その後も頻繁に電話があり、困っているのですが、何かよい対策はないでしょうか。

A 電話での強引な勧誘に対する相談が増えています。中には「一度会ってほしい。会って話をするまで電話を切らせない」と脅されて会う約束をしてしまったり、職場に勧誘の電話が頻繁にかかり、業務に支障が出たりといった相談もあります。

一番大切なことは、最初に会社名や担当者の氏名、用件などを聞き、契約する意思がないのであれば、毅然とした態度で断ることです。あいまいな態度をとらず、「購入する意思はないので、今後は一切勧誘電話はかけないでください」とはっきりと自分の意思を伝えましょう。「考えさせてください」「今時間がないので」といったあいまいな返答は、再び電話がかかってくる原因になります。

しつこい電話勧誘への対処法

- 強引に勧められても、買う気がなければ絶対に応じず、発信番号表示サービスを利用できる場合は、着信拒否設定にするなどの対策を取りましょう
- 悪質な勧誘を受けたときは、相手が宅地建物取引業（宅建業）の免許を受けていて社名・連絡先が分かる場合には、業者が免許を登録している都道府県の担当課（千葉県で登録を受けている業者については、県建設・不動産課（☎043-223-3238））に相談してください
- 脅された場合は警察に相談しましょう
- 断り切れずに契約してしまったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。場合によってはクーリング・オフできることもあります

不動産販売以外でも、電話勧誘販売の指定商品・サービスについて、契約を締結しない意思表示をした人に勧誘を続けたり、再び勧誘の電話をかけたりすることは法律で禁止されています。

※くわしくは消費生活センター（☎23-1161）へ。



男女の人権の尊重

男女共同参画社会の実現とは、誰もが性別にかかわらず個人として尊重され、家庭や地域、職業生活の中で主体的に活動できる社会を形成することです。

そうした社会を実現するためには、男女がお互いの人権を認め合い、性別に基づく差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

人権は、子どもの人権・高齢者の人権・障がいのある人の人権など、さまざまな視点から考える必要がありますが、今回は男女共同参画の視点から「女性の人権」について考えてみましょう。

皆さんは家庭生活の中で、「育児や介護は女性がするものだ」と決め付けていませんか。また、「女性の就業は家事に支障がない範囲で」という制約をしていませんか。

家庭において、家族それぞれが納得した生活スタイルであれば、そうした考えも否定すべきものではありません。しかし、固定観念や価値観の押し付けは、個人の生活を窮屈にし、結果として立場が弱い人の人権が侵害されることになってしまいます。

地域や職場ではどうでしょうか。女性も、男性と同様に参加する機会や発言できる雰囲気は確保され、その能力が認められていますか。「女性だから無理」と決め付けていませんか。

「イヤなことはイヤ」と言える社会になりつつありますが、まだ、力の弱い者や幼い者の人権が認められない状況があります。

お互いの違いを認め合って相手を思いやる。そういう気持ちが、男女が性別によって差別されることのない社会の実現につながっていくのではないのでしょうか。

※くわしくは企画政策課（☎20-1500）へ。

